

平成 21 年 5 月 15 日現在

研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2007～2008
課題番号：19530060
研究課題名（和文） 保険金請求権の価値の法的評価

研究課題名（英文） Valuation of an insurance claim

研究代表者

山本 哲生（YAMAMOTO TETSUO）
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80230572

研究成果の概要：法的問題の処理にオプション・プライシング・モデルによる保険金請求権の評価を用いることの妥当性については、会計学上の保険負債の評価のあり方についても議論がまとまっていないことからしても、一概に有用であると判断することは困難であるが、遺留分減殺など一定の場面では有用であると思われる。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2008 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：保険

1. 研究開始当初の背景

条件付権利である生命保険金請求権は保険事故の発生により具体的な保険金請求権となるが、保険事故発生前は条件未成就の一種の期待権にすぎない。これは抽象的な保険金請求権ともいわれる。しかし、期待権にすぎないとはいっても、何らかの価値が存在すること自体は従来から認識されてきている。これを端的に表すのが保険事故発生前の保険金請求権の差押、担保化が認められているという事実である。しかし、保険事故発生前の保険金請求権を差押えたとして、権利の実行としては、保険契約を解約し、解約返戻金を取りたてることが行われる。この場合、具

体的な価値としては解約返戻金の価額が問題になるが、解約返戻金の額は抽象的な保険金請求権の価値と等しいわけではない。

また、生命保険金につき遺留分減殺を認めるというような場合には、解約返戻金額等を基準とするのでは必ずしも妥当な解決がなされないという指摘もある。遺留分減殺の問題では、仮に生命保険金につき遺留分減殺を認めるとしても、その対象額はいくらかについては、様々な議論がなされており、端的に言えば、保険金額説、保険料説、解約返戻金説、修正保険金額説などがある。ここでは保険金額であれば大きすぎ、保険料、解約返戻金であれば小さすぎ、修正保険金額説であれ

ば中庸であるが理論的根拠がないという議論状況になっている。そこで、抽象的保険金請求権の価値に基づいて減殺額を考えるとというアプローチが必要であると思われる。

そこで、この期待権たる抽象的保険金請求権の価値の把握については、オプションの価値評価モデルであるオプション・プライシング・モデルが利用できるのではないかと発想に基づき、研究を始めた。その研究途中で、会計の議論において、保険債務をどのようなモデルで評価すべきかについての議論が進行中であることを知った。しかし、オプション・プライシング・モデルについては様々な議論があり、現在の研究段階では、生命保険につき遺留分減殺を認めた場合の金額の問題についてオプション・プライシング・モデルを利用した生命保険金請求権の価値を基礎とする解決方法の可能性があることを示唆するにとどまっている。

そこで、今後、さらに具体的にどのようなモデルが適切であるのか、具体的に遺留分減殺について適切な解決を導くことができるのかという段階に研究を進めて行くことの必要性を感じている。また、遺留分減殺以外の局面でも、オプション・プライシング・モデルが利用できる場面があるのではないかとの見通しをもつに至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、会計学における保険債務の時価評価で論じられているようなオプション・プライシング・モデルに関する研究成果に基づき、オプション価値の評価という観点からの保険金請求権の評価という手法を、実際に法的問題の処理に活用できるまでに具体化することである。

すなわち、まず、遺留分減殺など、オプション価値の評価という手法が法的問題の処理に使える場面を明らかにする。次に、それぞれの局面で適切である具体的な評価手法を確立する。

3. 研究の方法

本研究の特色は、保険契約法上の問題についての法解釈論ないし立法論に、オプション・プライシング・モデル等の会計学等の知見を応用することを試みる点である。したがって、まず、会計学における保険金債務の評価方法についての議論を着実にフォローすることに努める。また、国際的にも動きの激しい分野であり、海外の動向にも注意し、常に最新の議論をフォローできるように情報収集に努める。

法律的な見地からの分析も行う必要がある。出発点は、保険事故発生前の抽象的な保険金請求権の価値が問題となるような問題を網羅的に析出することである。関連があ

りそうな保険契約法上の論点を網羅的にこの見地から再検討することとする。

ここでは保険契約法上の抽象的保険金請求権の価値が問題となる局面を拾い出し、その上で、それらの問題の解決が適切かどうか、新たなアプローチを導入する必要があるかどうかを検討する。

研究の最終段階では、析出した論点のうち、現在の判例・学説では適切な処理がなされていないと判断される問題につき、オプション・プライシング・モデルによる抽象的な保険金請求権の評価を用いた解決が法律問題の解決として妥当かどうかを検討する。

4. 研究成果

(1) まず、保険事故発生前の保険金請求権の価値を法的に評価すべき局面として、どのような場合があるかについて見通しを得た。まず、遺留分減殺、特別受益の持戻しの局面がある。ここでは上記1で述べたように、従来の保険金額説、保険料説、解約返戻金説、修正保険金額説では適切な解決が導かれないう状況になっている。

次に、変額保険販売の際の説明義務違反における損害賠償の局面がある。この損害賠償としては、変額保険契約を解約して損害賠償を請求する場合には、原則として払込保険料額と解約返戻金額の差額を損害とみることができる。問題となるのは、変額保険契約を解約していない状態で損害賠償請求するという未解約事例である。未解約であるから、払込保険料額と解約返戻金額の差額を損害とみることができないのは当然である。この場合の損害としては、理論的には、説明義務違反により契約者が誤って期待したものの価値と実際に取得した権利の差額、あるいは支払った保険料と契約者が取得した権利の価値の差額を考へることもできると指摘されているが、これを前提としても、なおこのような損害額の算定の困難のため、未解約の場合には損害賠償を認めるべきではないともいわれる。ここでオプション・プライシング・モデルにより、保険契約者が取得した権利の価値を算定することができるとすると、支払済保険料とこの価値の差額を損害とみることが可能であり、一概に損害額の算定が困難であるから損害賠償を認めるべきではないという議論は成り立たないことになる。

なお、そもそも未解約事例において損害賠償請求を認める必要があるのか、すなわち損害賠償を請求するのであれば変額保険契約を解約するのが筋ではないかといわれることもあるが、相続税対策として銀行融資とセットで変額保険に加入したような場合には、銀行への債務が残存しており、かつ運用実績も下がり続けているという状態

では現実問題としては解約するにできないのであるから、未解約のまま損害賠償請求することを認めなければ被害者の救済に欠けることになるともいわれている。

第3に、保険契約の買取における適切な対価の決定という問題がある。保険契約者が保険事故が発生する前に、現金を手にするために保険契約を第三者に売却することがある。これはアメリカでは、よくみられる仕組みである。日本では、まだ一般的なものではないが、問題点として指摘されることの1つに譲受人による買い叩きという問題がある。すなわち、すぐに現金を手にしたという譲渡人の窮状に付け込んで譲受人が不当に低い価額で保険契約を買い取るということである。この問題にどのように対処するかは契約への司法介入の是非など理論的には様々な問題に関連するが、仮に何らかの価格規制をかけるとして、現実の問題になるのは価格が公正か公正ではないかをどのようにして判断するかということである。ここでオプション・プライシング・モデルによる保険事故発生前の保険金請求権を客観的に評価することができれば、規制する際の1つの指針となる。

さらに、アメリカでは、Stranger Originated Life Insurance という仕組みが開発されているようである。これは、高齢者を対象に当初は自己のためにする保険という形で生命保険契約に加入してもらい、当初の2年程度はそのまま2年経過後に保険契約者、保険金受取人を変更するという投資の仕組みである。当初から保険契約者変更等を目的としている点で保険契約の買取に近い。そもそもこのような仕組みが適法かどうかについても議論の余地はあるが、適法であるとするならば、適切な形で仕組みを構築することが必要であり、保険金請求権の価値の評価が関わってくるものと思われる。

これらは保険契約者が変わるという場合の問題であるが、逆の形態として、保険者が変わることもありえる。つまり、ある保険会社が別の保険会社に契約を移転させるということである。これは保険会社の破産時を除けば理論的な問題にすぎないであろうが、理論的には問題になりうる。

法的問題の処理に保険事故発生前の保険金請求権のオプション・プライシング・モデルによる評価が有用であると思われるのは以上のような局面である。

(2) 次に、保険金請求権のオプション・プライシング・モデルによる評価はどのようなものかが問題になる。保険負債を公正価値（資産もしくは負債が取引知識のある当事者間取引において独立した第三者間取引条件で自発的に資産が交換されまたは負債

が購入もしくは売却されるであろう金額）で評価するという観点から、完全競争市場が成立している状態においては市場価格が公正価値となるが、不完全競争市場では、オプション・プライシング・モデルなどの方法により算出された価格が公正価値になるとされる。保険負債の完全競争市場は存在しないので、公正価値を求めるにはオプション・プライシング・モデルなどを利用して価格を算定することが必要になる。

オプション・プライシング・モデルによると、保険負債の市場価格は「その保険負債を複製する複数の資産の合計額」として、一物一価の法則の下に理論的に算定される。単純に言えば、将来のキャッシュフローを予測することと、種々のリスクを考慮した割引率により現在価値を計算することによる。

しかし、保険負債をこのような方法で直接に評価するモデルは非常に複雑であると指摘されている。たとえば、将来キャッシュフローの予測においては、死亡率、解約率、事業費、将来の配当政策、金利水準などの様々な要素を予測しなければならず、割引率の決定においては、評価者の判断が多分に入ることになるとの指摘がある。また、保険負債の評価において考慮すべきリスクは、死亡率、罹病率などのアクチュアリアル・リスク、市中金利リスク、インフレ・リスクなどの市場リスク、規制・税制の変化等による非市場リスクがあるが、特に非市場リスクを定量的に評価することは困難であるとの指摘もある。さらに、保険負債は、株式オプションのように単純ではないので、保険キャッシュフローを複製するポートフォリオを作成することは困難であるとされる。また、通常のオプション価格理論は無裁定の仮定を用いるが、保険では無裁定の仮定は使えないとの指摘もある。

保険負債のオプション・プライシング・モデルによる評価についての一般論は以上のようなものであるが、次に、公正価値による評価をすべきであることは前提とした上で、どのような評価方法がとられるべきかについての議論をみる。

この点に関して、国際会計基準審議会（IASB）の第56回会議において保険負債の測定属性として現在出口価値を採用することが最小の得票差で暫定的に合意された。現在出口価値は、保険契約においては、契約上の権利・義務を他の企業に移転するための対価として保険会社が支払う見込額であり、すなわち独立した第三者への移転価格といえる。このような価値を利用することの利点として、契約上の権利・義務に関する将来キャッシュ・フローが適切に反映され、保険者が保険リスクを負担する（保険金支払義務を負

う) ことに対する対価を測定日ごとに考えることができることがあげられる。これに対して現在出口価値を採用することには反対も多く、たとえば、現在出口価値は移転されない、または移転できないという特性のある項目に対する誤った目的となるとの指摘もなされている。

現在出口価値以外の測定属性としては、現在入口価値がある。現在入口価値には2つの意義があるが、第1の意義は、保険会社が現時点において既存の契約と同一の残存する権利義務を有する契約を締結する場合に保険契約者に対して請求する価額である。このような現在入口価値を利用して保険負債を評価することに対しては、保険会社ごとの評価によることになり客観的な比較可能性が失われるとの批判がある。現在入口価値の第2の意義は、合理的な保険会社が現時点において既存の契約と同一の残存する権利義務を有する契約を締結する場合に保険契約者に対して請求する価額である。これは合理的な保険会社を基準とするため、第1の意義による場合とは異なり、個々の保険会社ごとの評価によるという問題は生じない。もっとも、IASBによれば、このような合理的な保険会社を基準とした現在入口価値は現在出口価値によるのと変わらないとされている。しかし、保険負債に関する活発な流通市場が存在しないことからすれば、現在出口価値よりも現在入口価値の方が適切であるとの主張も強くさなれている。

上記以外に顧客対価額モデルという評価方法もあるが、これは結局、支払保険料の額であり、キャッシュフローの現在評価、保険者が保険リスクを負担することに対する対価の反映がなされていないとして、会計学上もあまり支持されていないようである。

(3) このように会計学上の議論も未だに流動的であり、適切な評価モデルを確立することは現段階では未だ非常に困難であるといわざるをえない。したがって、この評価モデルを法的问题の処理に用いることの妥当性についても明確な結論を出すことは困難であるが、前述のように、このような会計学上の評価モデルを利用することの有用性自体は確認できたといえよう。たとえば、保険金請求権の価値が法的问题の処理に用いられない理由としては、変額保険の未解約事例における損害賠償の問題が示すように、評価が困難であることという、いわば非常に技術的な面が大きかった。そして、従来の議論はそこで停止状態にあったのであるが、会計学上の評価モデルを用いるという試みは、単に評価が困難であること自体を理由として思考停止に陥ることは妥当ではないことを示すものといえよう。

もっとも具体的問題への当てはめにおいては、それぞれの問題に応じて慎重に検討する必要がある。たとえば、変額保険における損害賠償の問題においては、加害者が金銭的負担をして被害者を救済するという問題であるから、損害額の認定においては慎重さが要求される。したがって、会計学上の評価モデルを利用するとしても、モデルの擬制的要素をどのようにとらえるかなどの点について慎重な検討が必要である。これに対して、遺留分減殺のような場面では、問題は相続人間等の公平であり、しかも、従来の議論状況が、保険金額であれば大きすぎ、保険料、解約返戻金であれば小さすぎ、修正保険金額説であれば中庸であるが理論的根拠がないというものであり、修正保険金額説が中庸であることから一定の支持を受けているというものであることからすれば、会計学上の評価モデルの擬制的側面はそれほど問題に足りず、むしろ中庸的解決に理論的支柱を与えるものと評価することも可能であると思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ① 山本哲生、車両保険における盗難事故についての主張立証責任、損害保険研究 70 巻 2 号、2008、157-177 頁、査読無。
- ② 山本哲生、「衝突、接触・・・その他偶発的な事故」及び「被保険自動車の盗難」を保険事故とする家庭用総合自動車保険に基づき右盗難に当たる保険事故が発生したとして保険金の支払を請求する場合における事故の偶発性についての主張立証責任、私法判例リマークス 37 号、2008、104-107 頁、査読無。
- ③ 山本哲生、「子によるダイヤル Q2 の無断利用と加入電話契約者の通話料支払義務」、商法(総則・商行為)判例百選(第5版)、2008、220-221 頁、査読無。
- ④ 山本哲生、被保険者の有する損害賠償請求権と保険者の代位、社会保障判例百選(第4版)、2008、70-71 頁、査読無。
- ⑤ 山本哲生、保険事故の偶然性について、生命保険論集 160 号、2007、1-30 頁、査読無。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 哲生 (YAMAMOTO TETSUO)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80230572

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし